

相模原市指定難病審査会条例

平成30年3月26日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第8条第1項の規定に基づき設置する相模原市指定難病審査会(以下「審査会」という。)について、同法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員20人以内で組織する。

(委任)

第3条 審査会の運営について必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。